

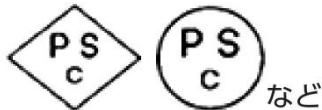
月1で学ぶ!
消費者の賢コツ

身の回りの 製品についてよく知ろう

PS
マーク編

「PSマーク」とは、特定の商品についてある一定の技術基準を満たし、安全であるとされた商品に表示することができるマークです。

消費生活用製品安全法で
定められたPSマーク



※PSCはProduct Safety of Consumer Productsを略したものです。

他の対象商品などについて、詳しくは「PSマーク」(経済産業省)をご覧ください。

URL https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/system/07.html

渋川市消費生活センター ☎22-2325

受付: 祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日 9:00～16:00

群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

受付: 月曜日～金曜日 9:00～17:00・土曜日 9:00～12:00/13:00～17:00

※祝日・年末年始を除く

消費者ホットライン ☎188

お近くの消費生活センターをご紹介します。



「PSマーク」の対象商品の例は次のとおりです。

- 家庭用圧力釜・圧力鍋
- ヘルメット
- エアコン
- 登山用ロープ
- 石油給湯機
- 電子レンジ
- 石油風呂釜
- 石油ストーブ
- ガスコンロ
- 乳幼児ベッド
- ライター
- ガス栓
- 浴槽用温水循環器
- 携帯用レーザー応用装置
- ガス瞬間湯沸器 など

これらの商品は、PSマークの表示がなければ販売できないものです。購入する場合は、安全などの基準を満たした証であるPSマークがあるかを確認しましょう。

製品に関するトラブルにあっけし、どうしたらいいかわからないときは、消費生活センターへご相談ください。